

平素より、本県の生涯教育の振興にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの影響により、休館（休所）しておりました山形県内の青少年教育施設（青年の家、少年自然の家）の受け入れ事業を一部再開するにあたり、各施設の利用を検討なさる皆様には、以下の確認事項についてご理解とご協力をいただける前提にて、申請・利用いただきますようお願いいたします。

また、同内容につきましては、各利用団体の代表者様から利用者全員に事前に周知いただいた上でご利用いただきますようお願いいたします。

施設利用に向けた活動時の確認事項（令和2年6月19日改定版）

- ① 利用の際は、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染拡大防止対策を徹底すること。
- ② 他団体との接触を避けるため、利用予定時間を厳守し、開始前・終了後の滞在時間を極力短くする。
- ③ 原則、常時複数の窓や戸を開放し、天候等により常時の開放ができない場合は、こまめな換気（1時間に1～2回程度）を徹底すること。
- ④ 用具の使い回しを避け、それが難しい場合は、手袋の着用や使用後の消毒など工夫すること。
- ⑤ 活動する際、一人ひとりの間隔（おおむね1～2メートル）を確保すること。
- ⑥ 対面での活動を避けること。
- ⑦ 近距離での会話や発声、高唱等を避けること。
- ⑧ 利用の際は、施設内の掲示や職員の指導に従うこと。
- ⑨ 上記の事項が守られていないと施設の職員が判断した際に、利用の制限・中断を指示した場合、ただちに応じること。

□⑧の合唱・楽器演奏等の項目を削除し、番号を修正しました。

▲上記のすべてに☑が入りましたら、申請・利用をお願いします。

なお、これらの確認事項がすべてではなく、申請いただいた内容、他団体との兼ね合い、ご利用当日の天候等、様々な状況を鑑み、施設を利用する皆様の安全を担保するために、施設職員から提案や指示があった場合には、快く応じていただきますようお願いいたします。